（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第二条　地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ［1～4　略］ 5　福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。	**附　則** ［1～4　同上］ 5　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

第一項		
前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）
第二項		
昼間人口（従業地、通学地による人口が	により	特例昼間人口（
により前年度末までに		
国勢調査のうち最近のもの	平成二十二年の国勢調査	
当該人口をいう。以下この条	従業地、通学地による人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を乗じて得た人口をいう。以下この項	
当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）	

第一項		
前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものの結果による人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）	
第二項		
昼間人口（従業地、通学地による人口が	により	特例昼間人口（
により前年度末までに		
国勢調査のうち最近のもの	平成二十二年の国勢調査	
当該人口をいう。以下この条	従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口をいう。以下この項	
常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）	特例人口	